

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注）「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎ 財産債務調書提出の期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

（注）法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成 28 年 3 月 15 日（火）になります。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

財産債務の区分	種別	用途	所在	数量	価額又は取得価額	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1	250,000,000	
預貯金	普通預金	普通	〇〇銀行△△支店		38,961,915	
有価証券	上場株式(自社)	普通	△△証券△△支店	5,000株	6,450,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出税別対象財産の価額の合計額(24,000,000)円)					89,000,000	
財産の価額の合計額					594,411,915	
債務の金額の合計額					65,000,000	

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地①	250,000,000	有価証券⑭	3,100,000,000
建物②		債権⑮	9,000,000
山林③		その他⑯	
現金④		預金⑰	
預貯金⑤	38,961,915	その他⑱	
上場株式⑥	6,450,000	預託金等⑲	8,000,000,000
非上場株式⑦	6,500,000	組合等に対する出資の権利⑳	
取得債権⑧		無体財産権㉑	
非取得債権⑨		その他財産(上記以外)㉒	89,000,000
債権⑩		債権の合計額㉓	50,441,191.5
貸付金⑪		借入金⑳	3,400,000,000
貸付金⑫		その他の債務㉑	4,045,000,000
未収入金⑬		借入金⑳	65,000,000
		その他の債務㉑	65,000,000
		債務の合計額㉒	65,000,000

財産の区分ごとに価額の合計額を記入

全ての財産の価額と債務の金額の合計額を記入

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項(当該国外財産の価額を除きます。)の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのQ&A、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。